

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（埼玉大学）規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程第9条の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（埼玉大学）（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。

2 この規程で用いる「研究科専任教員」、「研究科所属教員」、「主指導教員」、「研究科委員会」、「研究科長」及び「拡大研究科委員会」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の定めるところによる。

（組織）

第3条 委員会は、埼玉大学の研究科所属の教員をもって組織する。

（審議事項）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科委員会から委任された事項
- (2) 研究科委員会に報告又は提案する事項
- (3) 研究科の運営に係わる事項のうち、埼玉大学において処理すべき事項

2 前項第3号の事項には、次に掲げる事項が含まれる。

- (1) 研究科担当教員の選考に関する事項
- (2) 研究科長適格候補者の選考に関する事項
- (3) 研究科専任教員適格候補者の選考に関する事項
- (4) 研究科委員会委員及び拡大研究科委員会委員の選出に関する事項
- (5) 学生の教育計画の編成及び実施に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及び身分に関する事項
- (7) 学生の懲戒の原案の作成に関する事項
- (8) 学位論文審査委員会の設置に関する事項
- (9) 学位の授与に関する事項
- (10) その他委員長が必要と認めた事項

3 前項に規定する学生は、埼玉大学に配置された学生をいう。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、研究科所属の教員の互選により選出する。

3 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、公務により出張中の者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報告）

第7条 委員長は委員会において決定した事項を、研究科委員会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育学部総務係が処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。